

◎新潟県告示第99号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の合併を認可した。

平成30年2月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 合併により設立する土地改良区の所在及び名称
新潟市北区新井郷505番地
新潟北土地改良区
- 2 合併により解散する土地改良区の所在及び名称
新潟市北区新井郷505番地
豊栄土地改良区
新潟市北区太田5689番地
葛塚土地改良区
新潟市北区内島見2880番地
木崎濁川土地改良区
- 3 認可年月日
平成30年2月1日